

判決「請求棄却」を糾弾する 地裁は「正当」と判断していない

J R 東海ユニオンが「シュプレヒコール裁判」和解の内容を情報などで「全面勝利的和解成立」「一審不当判決是正される」と勝手な解釈・宣伝したことは、わたしたち東海労の名誉を棄損していることから、新たに、名誉棄損として訴えていた。その裁判の判決が東京地裁で15日に出された。判決は、「請求棄却」という極めてでたらめで不当なものだ。

そもそも、わたしたち東海労の最初の訴えはユニオン分会が「東海労…断末魔の叫び!! 東海労はデモで会社をつぶせとシュプレヒコールした」とでっち上げの掲示をしたことがきっかけだった。わたしたちはこの裁判に勝訴した。しかしJ R 東海ユニオンはこの判決を不服として即日控訴したが、その後不服を放棄し、高等裁判所の勧告に応じ「遺憾の意を表し、和解」したのだ。

にもかかわらず、J R 東海ユニオンは謝罪するどころか、開き直って「全面勝利的和解成立」「一審不当判決是正」と情報等で一斉に宣伝を開始した。そもそも「和解」で一方だけが「完全勝利」など考えられず、まして敗訴を不服として控訴した被告が「完全勝利」で勝訴した原告が「完全敗北」などあり得ない。

今回の判決は、不当な「請求棄却」と同時にJ R 東海ユニオンの勝手な主張を「自己評価」と読めるので問題ないとして「和解」そのものには触れていない。だがJ R 東海ユニオンの「全面勝利的和解」という「自己評価」を否定する内容で「評価自体を正当と判断していることを示すものではない」と見解を示している。

東海労はこれからも身勝手なJ R 東海ユニオンの主張に、その都度応えることを明らかにする